

社会福祉法人栄和会役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人栄和会（以下「法人」という。）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員及び外部委員並びに評議員の報酬に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役 員 理事及び監事
- (2) 外 部 委 員 定款第6条の規定に基づき置かれる者
- (3) 評 議 員 定款第2章の規定に基づき置かれる者
- (4) 報 酬 社会福祉法第45条の8第4項、同法第45条の16第4項、同法第45条の16第3項、同法第45条の19第6項において定める報酬、賞与、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当（その名称の如何を問わず、費用とは明確に区分されるもの）
- (5) 費 用 職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費（報酬等とは明確に区分されるもの）

(報酬の支給)

- 第3条 法人は、役員及び外部委員の職務遂行の対価として、報酬を支給することができる。
- 2 役員及び外部委員に対しては理事会出席等、必要的都度、定額を支給することができる。
- 3 評議員には、定款第9条に定める金額の範囲内で報酬を支給することができる。
- 4 役員及び外部委員並びに評議員に対して、賞与及び退職手当は支給しない。

(報酬等の額の決定)

第4条 役員及び外部委員に対する報酬は、別表1から別表3までに定める額とする。

- 3 評議員の報酬は、定款第9条に定める金額の範囲内において、別表4に定める額とする。

(報酬の支給日)

第5条 報酬は、会議出席等必要的都度、その日に支給するものとする。

(報酬の支給方法)

第6条 報酬は、通貨をもって本人に直接支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込む旨同意を得た場合においては、当該口座に振り込むことにより支給することができる。

- 2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

3 本人から申出があった場合は、報酬から立替金及び積立金等を控除して支給することができる。

(費用)

第7条 法人は、役員及び外部委員並びに評議員がその職務の執行にあたって負担し、又は負担した費用については、請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

2 費用の支払い方法については、第6条の規定を準用する。

(公表)

第8条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の議決を経て行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附　　則

この規程は、平成29年7月1日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附　　則

この規程は、令和元年7月1日から施行する。

(別表 1) 理事の報酬等

支給要件	報酬の額
理事会出席等必要の都度	報酬として1人一律15,000円

※上表の報酬は、源泉徴収後の金額とする。

(別表 2) 監事の報酬等

支給要件	報酬の額
理事会出席等必要の都度	報酬として1人一律15,000円
評議員会出席の都度	報酬として1人一律15,000円
評議員選任・解任委員会出席の都度	報酬として1人一律15,000円
監事監査の都度	報酬として1人一律20,000円

※上表の報酬は、源泉徴収後の金額とする。

(別表 3) 外部委員の報酬等

支給要件	報酬の額
評議員選任・解任委員会出席の都度	報酬として1人一律15,000円

※上表の報酬は、源泉徴収後の金額とする。

(別表 4) 評議員の報酬等

支給要件	報酬の額
評議員会出席の都度	報酬として1人一律15,000円

※上表の報酬は、源泉徴収後の金額とする。